

国に対し「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める 請願書

要旨

1, 再審請求手続きにおける捜査機関の手持ち証拠の全面的な開示

2, 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止

3, 再審制度のよりふさわしい在り方について十分な議論の促進

を内容とする意見書を国へ提出していただきたく請願します。

理由

ひとたび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば人道的観点から、

また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限りの救済の道を開くことが必要で

す。えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、無実の者が処罰される

ことは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

再審は、有罪判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度ですが

現行の法律では捜査で集められた証拠を開示する規定が明文化されておらず、真

実を明らかにすることが難しいのが現状です。これまで再審無罪となつたえん罪事件

において、検察や警察が無罪を示す証拠を公判に提出せず、隠し続けていたことが

明らかになっています。

再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠開示さ

れるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下

の平等原則さえも踏みにじられています。えん罪事件をなくすためには、証拠の開示

を義務付ける明確な法律の規定がどうしても必要です。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理を長期化させることは、人道的観点からも許されません。

再審請求に基づき再審開始決定が出された時は、ただちに再審公判を開き、救済を図らなければなりません。検察は再審開始決定に不服があれば、再審公判の中で主張すべきです。ドイツではすでに50年以上も前に再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止しています。

また、再審については、刑事訴訟法の第435条～第453条にかけて書かれていますが、どのような手続きを経て再審が行われるのか、明確に書かれていません。再審事件を担当する裁判所がどういう手続きで審理すべきかの規定が事実上ないに等しいのです。えん罪被害者を早期に救済するためにも、再審法の改正と再審における手続きの整備は急務の課題です。

国において国民の自由と権利を守るためにも、再審制度のよりふさわしい在り方について十分な議論を促進していただくことが求められています。

再審のために全ての証拠の開示、検察官の不服申立ての禁止、法改正のための十分な議論の促進の3点については喫緊、急務の課題となっています。

つきましては、貴議会におかれまして、えん罪被害者を一刻も早く救済するために国に対する「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める請願書の採択をさせていただきますようお願ひいたします。